

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当課
29. 12. 12	29. 12. 26	平成29年10月24日付大此保福第129号「公開決定等の期限の特例通知書」に係る「残りの公文書について公開決定等をする期限」の算出根拠内訳表	公開		此花区	保健福祉課 (地域福祉)
29. 12. 18	29. 12. 26	H29. 12. 12付大福祉第3055号不存在による非開示決定通知書の理由に「…情報提供として扱われる案件…政策企画室公聴担当あてに単に伝達…決裁文書を作成しておらず…」とある。市民の声を情報提供として扱った場合について公聴担当が決裁を作成した場合その決裁文書。(注)公聴担当とは全所属についてである。(此花区役所に係るものについて)	不存在		此花区	企画総務課 (事業戦略)
29. 12. 27	30. 1. 16	「公益通報に係る審議結果について(通知)」と同趣旨のメール(総務局監察部から各所属宛「第一義的には所属において対処すべき事項である」との大阪市公正職務審査委員会の審議結果を通知したメール)が送付され、通報内容について調査を行っている場合の、各所属が保有するその決裁文書の全て(ただし、平成28年9月30日以前に受けた公益通報に係るもののうち直近3件に限る。)(此花区役所に係るものについて)	不存在		此花区	企画総務課 (企画総務)